資料２－１

第 53 回本部員会議資料
令和４年３月 29 日
復興防災部

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

１　概　要

３月 17 日に国の型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、**積極的疫学調査の実施方針**や**まん延防止のための呼びかけの内容**について**変更が行われた**。

２　主な変更内容

（１）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策（新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針）

・　「学校等」「保育所、認定こども園等」「高齢者施設」について、感染が拡大している又は高止まりしている地域において、クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員等に対する検査の頻回実施を行うこととされた。

・　保育所、認定こども園等については、発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底することとされた。

（２）サーベイランス・情報収集（新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項）

・　積極的疫学調査について、地域の感染状況や保健所の実施体制に応じて実施することとされた。

・　積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うこととしつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わないこととされた。

（３）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県（まん延防止）

・　帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底に加え、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとされた。

・　緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、「極力控えるように促す」から、「都道府県知事の判断により、極力控えるように促すことができる」と変更された。

（４）経済雇用対策

・　「経済社会活動を極力継続できる環境を作り、安全・安心を確保していく。」から「感染症の脅威を社会全体として引き下げながら、経済社会活動の正常化を図っていく。」と変更された。